

41 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

富 塚 一 彦

はじめに

國學院大學図書館では、明治期の法制家として名高い井上毅の所蔵文書である「梧陰文庫」を整理・刊行し、史家の便に供してきましたところ、その養嗣子である井上匡四郎の所蔵文書についてもまた、昭和五八年御遺族より寄贈を受け、以後木野主計・王幹を中心と筆者も一員として協力し、この「井上匡四郎文書」の整理作業を進めてきた。現在、文書数約一三五〇〇という膨大なこの文書の整理は終了し、平成二年度中には目録を刊行する予定である。

井上匡四郎（一八七六—一九五九）は、東京帝国大学工科大学採鉱冶金学科出身で、卒業後五年余をドイツ・アメリカに過して実地に欧米の技術を学んだ、いわば叩きあげの工学博士であり、従つてその所蔵文書も日本をはじめとして中国・朝鮮・シベリア等々、彼が関与した各地の鉱山の関係書類を含む鉱業に関するもののがかなりの部分を占めている。このような文書は当時の鉱山やそれに関連する技術を考察する上で極めて貴重な資料になり得るとと思われ、その方面的研究者の活用が期待されるところである。

しかしこのよるな技術者としての一面の一方で、井上匡四郎は明治四三年初当選以来、貴族院が廃止されるまで有爵議員として務め、その間第一次若槻内閣の鉄道大臣や初代技術院総裁といった要職を歴任したことが示すように政治家としての側面も持っていた（所蔵文書には、井上が役員を務めた各種団体に関する文書も多数含まれている）。そこで本稿では、これまでその経歴の割には史家の間にも余り知られることのなかった政治家としての井上匡四郎に焦点を合わせ、その所蔵文書の中から興味深い史料を紹介することにより、彼の足跡をたどつてみたいと考える。これを以て井上匡四郎という人物の一端なりとも浮びあがらせ、併せて日本近代史研究の一助となし得れば、筆者の幸甚とするところである。

一、出自と学歴

井上匡四郎は明治九年四月三〇日、熊本市に岡松甕谷の四男として生まれた。父甕谷は熊本藩の碩儒として知られ、維新後は私学紹成書院を創め、東京府尋常中学校、女子高等師範学校等にも聘されて子弟の教育に尽瘁した。また台湾の旧慣調査で知られ、京都帝大教授として「無過失賠償責任論」等の著がある法学博士岡松參太郎は匡四郎の実兄に当る。

匡四郎は明治二〇年春、東京府師範学校附属小学校を高等三年で退学し、東京府尋常中学校（現日比谷高校）に入学した。同校を二五年春に卒業したが、同期には林博太郎・石川岩吉・阿部信行・加藤玄智・蒲原有明などがおり、その同期会「五々会」の主要メンバーとして晩年まで毎年の会合に参加した。明治二十五年九月、第一高等学校の予科一年に尋常中学よりの推薦で入学した匡四郎は、陸上・ボート・水泳・野球とスポーツ万能で鳴らしたという。

さて一方明治政府の法制整備に多大の功績を挙げた井上毅は元来蒲柳の質であり、文相を辞任する頃にはその激務も重なってかなり健康を害していた。彼には三人の娘があつたが嗣男がなく、自らの病状を顧みてその家督を嗣ぐ養子を物色していた⁽¹⁾。そこで白羽の矢が立つたのが、岡松匡四郎であった。熊本出身の井上毅は自らの師である熊本藩儒木下犀潭の娘鶴をその室に迎えていたが、今またこの犀潭と双壁をなす同郷の儒家岡松甕谷の息を養子とすることにしたのである。

43 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

明治二八年二月一七日、山王茶寮において井上、岡松両親族の顔合せが取行なわれた。井上家代表は鶴の弟木下広次、岡松家代表は匡四郎の姉の主人山田喜之助であつた。当日病床にあつた甕谷は初め匡四郎の井上家入りに反対であつたが、後に折れ、顔合せが滞りなく済んだことを知らされて安堵し、翌朝七六歳で歿した。さらに同年三月一五日には養父毅も五二年の生涯を閉じ、同年四月五日匡四郎は井上子爵家の家督を相続した。

明治二九年七月一高を終えた匡四郎は、同九月東京帝国大学工科大学採鉱冶金学科に入学した。採鉱よりも寧ろ冶金に興味を示した彼は鉄冶金の論文を以て、三二年七月同大学を卒業した。卒業後は同期の村田素一郎らと共に、当時創設中の八幡製鉄所への就職につき長官和田維四郎より内諾を得ていた。しかるに卒業間際になつて採鉱冶金学科の主任教授渡辺渡より大学に残るよう勧められ、卒業と共に大学院に進み、翌三三年二月には同大学の助教授となつた。

彼は大学を卒業する頃より先輩の慾懃もあつて海外留学の夢を持つていたが三四年九月遂に念願かなつて文部省より欧米留学の命が下り、欧洲へ向け出発した。三五年春から三年間をドイツで過した彼は、実際に炭坑へ入り実地に学んだ。またこの間、英國、仏国にも足を伸ばし、当時理論化学に興味を示したこともあるが、パリではキューリ夫人の講義にも出席した。

三七年にアメリカへ渡つたが、すでに留学期間の三年間をほとんどドイツに費してしまつた為、アメリカは一瞥に止めるつもりであった。しかし暫く滞在する内にアメリカへ愛着をおぼえた彼は、三年をこの国で過した。留学期限が切れた為、文部省からの送金も途絶え、鉱山の分析所に就職して自活で暮した。各地の鉱山を転々としてアメリカ鉱業界をその肌で感じとつたこの間の経験は後年の彼に多大の影響を与えた。とりわけユタ州で出会つた銅鉱の露天堀には強い印象を受けた。

四〇年初春、彼の身を案じる家族の督促もあり、遂に米国を後にし帰朝の途に就いた。左の史料は帰路フランスに滞留してなかなか腰をあげない匡四郎を心配する義母鶴へあてた叔父木下広次の書簡である。

史料一 「文書番号 09298」

井上鶴宛木下広次書簡

明治四〇年一月八日付

唯今岡松より書状参り匡四郎ハ今以巴里滯在之事分明致候就てハ尚電報可相発哉何ト可申遣哉御考可被下候十二日頃ハ参上之
筈ニ御座候

二月八日

井上様

広次

なおこの書簡には別紙として木下広次宛岡松参太郎書簡が同封されており、それによれば、「緊急事件アリ直(ママ)く帰レ」と電報を打つたところ、「事件何カ」と返電があり、更に返電するならば鶴を病氣とでもする外なしとあり、親族の心配のほどがわかる。こうして同年四月二九日、ようやく匡四郎は帰朝したのである。

二、撫順炭礦長・鞍山製鉄所長

帰国後井上匡四郎は、大阪高等工業学校教授、京都帝国大学理工科大学教授を経て、大正元年八月、東京帝国大学工科大学教授に就任、同九年休職（翌年免官）するまで母校の教壇に立った。

一方こうして教鞭を振うかたわら、井上は各地の鉱山に嘱託という形で関与していた。なかでも南満州鉄道株式会社が所有する撫順炭礦との関わりは、明治四五年春に撫順に砂充填法を導入するための調査に洋行して以来、とりわけ深いものがあった。

この井上に対し満鉄より入社の要請があつたのは大正八年の初夏であった。時に同社の鞍山製鉄所は開業以降毎年多大の赤字を生み出し、同社としてもその切り捨てを真剣に検討していた。この鞍山製鉄所を撫順炭礦と共に再建し得る人物として、井上に入社の要請がなされたのであつた。左の史料は入社要請を受けた当時の井上の心情を示すものと思われる。

45 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

史料二「07925」

田中義一陸相宛井上匡四郎書簡（未投函）

〔大正八年〕八月二三日付

謹啓益御清穆奉欣賀候

陳者昨日は御多用中御妨け致申訳無之候不悪御許容被下度候其節御相談申上候儀に付ては昨夕松本理事及松岡均平博士と会同相談致候へ共入社するとして小生之位置に何れも明条無きに苦しみ居候单なる理事とすれば此れば尤も単簡に解決致得べき問題に候へ共松本理事も他之新理事之後輩ニ小生か列を同ふせしむるも氣の毒ニ思ひ居る次第二御座候さりとて小生を今日直に副社長たらしむる事に付ては同氏よりは言及せず只将来中西氏か社長たる場合に於ては松本氏と同列に副社長たらしめんとまでは松岡氏より口外せられ此れは松本氏も承諾被致居候次第に候然し此の時季か何時なるや又来るべきや否やも予め確定し難き事情に御座候勿論理事として給与は副社長額にせんとの話は有之候へ共兎ニ角前記の如く小生より五六年後輩と同列致候事も如何哉と存候此の如き事情に於て小生より余り位置に付て主張致候ても友人間に於て面白からず存候此ハ單に閣下之御尽力に依り總理より決定的に満鉄幹部へ相談せられ候様なる形に出するを得は此上無き儀にて鉄石炭問題を重要視する現閣之主義をも一層鮮明せられ候事哉とも愚考候小生も亦為國家大に努力致度覺悟に御座候何卒右御含み相願度存候

勿々不具

八月廿三日

田中老台

侍史

井上匡四郎

文中「松本理事」は松本烝治で、東京帝大出身で井上の一年後輩。「中西氏」は中西清一満鉄副社長である。結局井上は理事ではなく、撫順炭礦長兼鞍山製鉄所長ということで大正八年一二月二〇日、満鉄に入社した。これは右書簡に見られる上下関係の問題のみならず、「満鉄ノ実況ヲ視ルニ理事ノ永続スルモノ甚ダ少ク余ハ理事タルニ於テハ事業ノ中途ニテ退職スルノ止ムヲ得ザルニ至ルベキヲ予想シタリ」という考え方によるものであつた。

入社するや井上は撫順・鞍山再建のため、思い切った人員整理・合理化に着手した。しかし何と言つても彼の再建案の目玉は、鞍山製鉄所を満鉄より切り離し、日米合弁とする計画にあつた。⁽³⁾左の私案は満鉄幹部間で話し合いが持たれた折の松本理事の発言をまとめたもので、作成年月日は不明だが、井上入社後比較的早い時期と考えられる。計画はのちに「支」がとれて、日米合弁で進められた。

史料三 「〇六〇八八」

日米支合弁満州製鋼所ヲ起スノ私案

米国有力ノ実業家ニシテ由来日本ニ好意ヲ有スト称セラル、人土ト雖モ足跡一タヒ満州ニ及ヒ其ノ邦人ノ發展、商工業ノ殷賑ナルヲ見ルトキハ忽チ羨望ト妬心禁シ難キアルモノノ如ク彼等カ帰國ノ後発表スル意見ハ多クハ皮相觀察ニアラサレハ則チ反日宣伝ニ誤ラレタル日本ノ利益壟斷ヲ非難スル声ナラサルハナシ為ニ一般米人ヲシテ帝国カ夙ニ世界ニ声明セル門戸開放ノ意義スラ疑ハシメントスルハ最モ痛恨事トス

是レ等ノ誤解ヲ一掃シテ眞ニ日米両国ノ関係ヲ現存以上ニ善化セシメント欲セハ経済的共同利益ヲ以テ結合ノ道ヲ講スルニ如カサルハ復タ絮説ヲ要セサル所、而モ其ノ最モ適當ナル兩者提携ノ舞台ハ満州ヲ措テ他ニアルヘシトモ覺ヘス是ニ於テ満鉄会社ハ社債ノ形式ニ籍リ米資ヲ満州ニ移入セントシテ昨年来興業銀行其ノ他ノ手筋ヲ經テ下探リヲ米国ノ市場ニ試ミツ、アルモ大戦後ノ整理時代ニ会シ歐州方面ハ勿論米国内ニ在テモ募債頻繁、且ツ利率其ノ他ノ条件ニ於テモ投資者ニ取り甚々有利ナル状況ニアレハ満鉄社債ノ如キハ仮令政府ノ保證アリト雖モ我欲スル条件ヲ以テシテハ當分実現ノ望ナキコト明ナレハ寧ロ別個

47 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

ノ方法ニ依リ如上ノ目的ヲ達成セシコトヲ期シ乃チ左案ヲ立テタリ

一、鞍山製鉄所及ヒ磁石ノ供給機関タル振興公司トモ満鉄会社ヨリ引離シテ提供セシメ且ツ撫順炭ノ特価供給、鉄道運賃割引ニ付キ新製鋼所ノ為ニ最モ有利ナル条件ヲ付セシムルコト

一、大倉組ノ経営ニ係ル日支合弁本溪湖煤鐵公司ヲモ併合セシムルコト

一、右二者ノ協定ニ成レル評価額ヲ以テ日支側ノ出資トシ米国側ヨリモ略々同額ノ出資ヲ為シムルコト但シ米国側ニ在テハ新製鋼所ニ必要ナル機械類ノ代価ヲ以テ之ニ換フルヲ妨ケス

一、支那側ノ出資ニ付テハ日米両側ニ於テ別ニ協議スヘキコト

一、幹部組織ハ純然タル三者合弁ノ主旨ヲ以テスルコト

近來満鉄ノ事業ハ余リニ廣汎ナレハ宜ク適當ニ分割シテ別個ノ経営ニ移スヘシトノ説ヲ為スモノアリ其ノ統一ト分営トノ利害損失ハ暫ク別題トシ現在ノ満鉄トシテハ鞍山製鉄所ヲ經營スルコトハ決シテ輕易ナル任務ニアラス且ツ進テ製鋼マテノ設備ヲ整ヘントセハ最小規模ヲ以テスルモ尙ホ三千萬円以上ノ資金ヲ要シ相当利潤ヲ見ルニ至ルマテノ忍耐ハ今ノ満鉄ノ能クセサル所ナレハ本案ノ如キ方法ニ依リ本溪湖煤^(ママ)公司ハ現ニ日支合弁ニモアリ經營者ハ大倉組ナルカ故ニ評価其ノ他ニ於テ協議容易ナラサルヘキモ元来鞍山ト本溪湖トハ磁脈相連リ且ツ骸炭用石炭ニ富メル關係ヨリ考ヘ両者ノ併一ハ自然ノ事ニ屬ストモ言ヒ得ヘキニ由リ苟モ大倉組ニシテ日米親善ヲ急トスル國策大計ヲ理解スルニ於テハ否字ヲ口ニスヘカラサルヤ論ナキ筈ナリ

更ニ米国側ニ就テ一考センニ彼ハ戰時ノ暴富ニ加フルニ偉大ナル生産力ヲ抱キ今後活動ノ舞台ヲ專ラ東方ニ於テ求メンコトニ焦慮シツ、アル折柄ナレハ滿州ニ於ケル斯ノ業ニ加入シ而モ其ノ多分ハ現金ニ代フルニ材料ヲ以テスルヲ得同時ニ米国ノ優秀ヲ誇レル技術ヲモ移シ試ムコト、ナレハ彼等ハ満足コソスレ不満足ハナキ理ナリ唯々相當利益ヲ收ムルノ稍々遠カルヘキハ此ノ種大事業トシテハ常ナルヲ覺悟スレハ足レリ

以上ハ私案ノ骨子ニシテ雜然記述シタルニ過キスト雖モ先ツ大体ニ就キ教ヲ請フヲ得ハ幸甚

井上は右計画を実現するため満鉄重役陣と手分けして陸海蔵相など要路の人物を説得、国内を固めた上で大正一〇年一月、横浜を発して自ら米国を訪問した。ニューヨークでモルガン商会のラモントやU.S.スチール社長のゲリーラと会見し、話は同年夏に米国側より満州に調査団が派遣されるところまで進み、結実するかに見えた。しかるに同年夏、満鉄疑獄事件により井上を支えていた満鉄重役が退陣し、また人員整理・合理化に対し部下の不満が高まつて井上排斥運動が起り、結局大正一一年七月二六日、満鉄より半ば強制的な辞職通告があり、井上は満鉄を退社することになる。

左の書簡は排斥運動に対し井上より身の処し方を尋ねられた清浦奎吾の返書である。清浦は井上の養父毅と同郷の熊本出身で、毅より後事を託された一人であった。匡四郎は公私にわたり大きな問題に直面した際は清浦の判断を仰いでいた。

史料四〔09318〕

井上匡四郎宛清浦奎吾書簡

〔大正一一年〕五月二八日付

前後二回之貴書ニ接シ部員反抗之状並御措置ノ旨領悉御苦心諒察候事爰ニ至リテハ重役トシテ留マルモ面白カラス第二ノ御書面ニ示明アル通リノ御措置可然存シ候但顧問トシテモ容喙セラル、ヲ好マヌト云フ例ノ部員連ノ意氣込ニアラサルカ左スレハ此場合ハ寧ロ勇退セラル、ニ非サレハ反テ御名譽ニ関スル様ノ事ニ立到ラサルヲ保シ申難シト是亦杞憂ニ堪ヘス併シ實際ノ事情ヲ知ラサル儀ナレハ機宜ニ適スル様可然御決意相成度返々モ井上子爵井上博士トシテ子タリ士タルノ名譽ニ顧ミ左右御進止希望ニ堪ヘス内閣之風雲政界ノ情態可慨而慷者不少何レ御帰京之上拝顔万可申陳候 早々敬具

五月廿八日

清浦（花押）

井上学兄

硯北

49 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

一時は辞職通告取下げに奔走した井上であつたが最終的には清浦の勧説に従つて身を引き、念願の日米合弁の夢は潰えた。この撫順・鞍山時代は井上にとつては技術者・学者から政治家へと転換する転機となる。以後井上は教壇に戻ることなく、貴族院研究会の幹部として政界に重きをなすようになっていく。

三、貴族院議員として

井上は前述のように明治四三年に貴族院議員補欠選挙に当選して以来、毎回当選の有爵議員であり、会派は研究会に属していた。「井上匡四郎文書」に残る議会に関する自筆メモからもわかるように、井上は極めて議会に対し熱心であった。撫順炭礦長・鞍山製鉄所長時代も多忙の中、議会の会期中は満州を留守にし東京に戻っていた。左の書簡はその頃のもので、東京・大阪の両高等工業、東京・広島の両高等師範、神戸高等商業の五校の昇格案をめぐり議会が紛糾し、とりわけ貴族院では書簡の差出人の山川健次郎を中心猛反対があり、昇格案は大正一一年三月二十五日、予算委員会で審議未了に追込まれた。この書簡はその直後に井上にあてられたものである。

史料五〔10299〕

井上匡四郎宛山川健次郎書簡

大正一一年三月二九日付

御懇書今披見候時下益御清栄の段奉賀候扱例の昇格案ハ教育上実ニ由ミ敷事柄ニテ拙生ハ洵ニ慨歎ニ堪ヘず候御承知被下候通り拙生儀ハ老年ニも有之又政事の方ニハ趣味も能力も無之候ニ附毛厘の野心も無之只ミ國家の為め止を得ず五校ニ対してハ気の毒なる事を申述べ候迄ニ御座候研究会中老台と所感を同じうする方も決して少数ニハ無之と存候が次期議会迄ハ短かから

ざる時間も候事故同志御申合せ被下何とか可決を阻止する方法御講じ被下候ハゞ國家の利益と存候右申上度如此ニ御座候余ハ
拝眉の折を期し候 敬具

大正一一年三月廿九日

井上子爵閣下

健次郎

さて大正一一年七月満鉄を退社した井上は、これを契機にいよいよ政界に深く足を踏み入れることになる。そこには前掲史料
四で明らかに如く、貴族院に勢力を持つ清浦奎吾の助言と庇護があつた。大正一三年一一月、井上は同月死去した子爵榎本武憲
の後を襲つて、研究会常務委員に就任する。次の史料はその背景に清浦の尽力のよつて大なるものがあつたことを示している。

史料六〔09320〕

井上匡四郎宛清浦奎吾書簡

〔大正一三年〕一一月二三日付

井上匡四郎殿

暮秋薄寒之候益御安祥慶賀之至候陳者研究会常務委員改撰ニ関シ青木子其他二三子ニ賢兄之事申遣ハシ置候処青子ヨリハ別紙
返信アリ尚昨夜面会候弥確之由報告ニ接シ候右ハ既ニ御承知之事ナレトモ青子が多少尽シタルコトヲ御含迄ニ申進候早々敬具
一一月廿三日

奎（花押）

（別紙）〔07720〕

清浦奎吾宛青木信光書簡

51 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

〔大正二三年〕一一月九日付

拝讀其後ハ當方より暫御疎音ニ打過何共御申訳無御座候平ニ御海恕被下度候時下追日寒冷相加候処益御清祥奉賀候陳者故榎本子後任に井上子御推薦之御意見拝承仕候兼てより小生も好機あらは御推薦致度存居候然し会全般の空氣も有之其時機を選はざる時ハ却て全子の為に不相成とも存し実は終始考慮仕居候折柄御書翰ニ接し候ニ付てハ成否ハ御請合仕兼候へとも出来得る限り纏まり候様努力可仕候間左様御諒承奉願候先ハ貴聴迄何れ其内拝姿万々可申上候草々敬具

一一月九日

清浦老台

席皮下

信光

こうして井上は研究会の中心人物の一人となつた。一方、大正一四年八月、内閣改造により憲政会単独による第二次加藤高明内閣が発足すると、憲政会は貴族院への工作として研究会に接近、その結果、同八月九日付で研究会から二名の政務次官が任官する。一人は陸軍政務次官水野直であり、もう一人が海軍政務次官井上匡四郎である。これ以後井上は水野と共に研究会と憲政会とのパイプ役となり、加藤首相の急逝の後を受けた若槻礼次郎内閣の大正一五年六月の内閣改正では、海軍政務次官から鉄道大臣に就任するのである。

四、鉄道大臣

大正一五年六月三日、井上は鉄道大臣に就任する。内閣改造に当り若槻首相は、まず政友本党との連携を期したが不調に終り、次いで研究会の水野直の入閣を希望した。しかし憲本連立に動いていた研究会の青木信光や近衛文麿は、連立の失敗は若槻の不

誠意にあるとして水野入閣にも反対した。この間井上は水野入閣につき内閣と研究会の間を奔走したが、結局その井上が水野に代わって入閣することになったのである。⁽⁴⁾ 次の史料は、鉄相時代に若槻首相より寄せられたものである。

史料七「10354」

井上匡四郎鉄相宛若槻次郎首相書簡

〔昭和二年〕三月一日付

拝啓陳者鉄道建設予算ニ付種々ノ運動有之御五月蠅コト、存候然ル処北海道日高ハ御承知ノ通り北海道中ニて国有鉄道ノ無キ唯一ノ国ニ有之同地方ノ者ハ此際是非苦小牧広尾間鉄道敷設ノコトニ決定相成度ト熱望罷在候小学生モ頗ル同情スル次第ニ候成ルヘク同地方人ノ希望ヲモ聞ルルコトニ相成度ト存候御審議ノ際自然御留意被下度不堪切望候右得貴意度如斯御座候勿シ頓首

三月一日

井上鉄相閣下

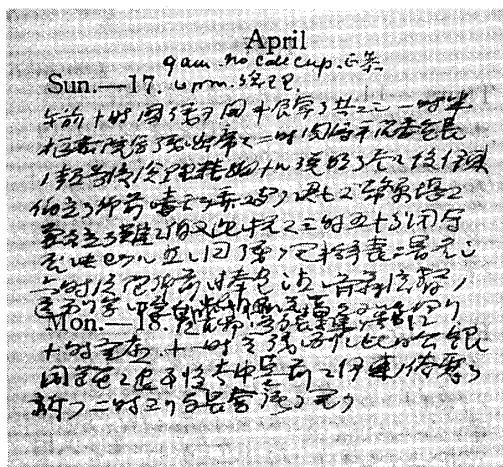
次郎

さて若槻内閣は昭和二年三月、金融恐慌に直面、台湾銀行救済緊急勅令の公布で事態を乗り切ることを決定したが、同四月一七日の枢密院本会議で勅令案が否決され、同日総辞職するに至った。井上の手帳によると総辞職前後の彼の動向は以下の通りである。

史料八「06862」

井上匡四郎手帳（昭和二年）

53 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎



四月一五日 十時閣議アリ昨日枢府精査委員会ノ模様ヲ聞ク會議午後二至ル五時枢長來リ否決スル故撤回センコトヲ需ム閣議応セズ官邸へ至リ又華館ニ行キ近公水子ニ告グ八時半又閣議ヲ開キ枢府ハ會議ヲ廿三日ニ開会ノ由報シ来ル政府ハ十七日ヲ限り開会ヲ要求ス夜十一時ニ至ル

四月一六日 午前登庁一時十五分陛下ヲ駅ニ送リ直ニ浜口内相ヲ訪ヒ水子ニ總理依頼ノ場合ニ付キ注意ス自ラ總理ニ至ル後桜井顧問官ヲ訪門^(マ)夜古市氏訪フ（以下略）

四月一七日 午前十時閣議ヲ開キ食卓ヲ共ニシ一時半枢密院會議ニ出席ス二時開会平沼委員長ノ報告後總理精細ナル説明ヲ尽ス後伊東伯立テ御前ニ毒舌ヲ弄ス聞クニ忍ヒズ幣原堪工兼ネ立テ難ス伯又此ニ抗ス三時五十分閉会否決セラル直ニ閣議ヲ開キ辭表ニ署名シ六時總理御前ニ棒呈（以下略）

四月一八日 十時登庁十一時閣議ニ列ス此日台銀閉館ス食事後谷中墓前ニ伊東ノ体悪ヲ訴フ（以下略）

右史料中、一五日の「近公水子」は近衛文麿、水野直で、華族会館で会談。翌一六日、閣僚は手分けして枢密顧問官を説得することになり、井上は桜井鋭二と古市公威を訪ねた。一七日の伊東巳代治の「毒舌」により内閣が總辞職に追込まれると、翌一八日井上は谷中瑞輪寺に養父毅の墓を訪った。伊東はかつて井上毅と共に明治憲法作成に携わった人物であり、その伊東の「体悪」を墓前に訴えたのである。

ところで井上と共に憲政会と研究会のパイプ役に務めた水野直は、昭和四年四月三〇日に世を去った。昭和二年一月には政争回避のため三党首會議を実現させた水野に対し、若槻は少なからず恩義を感じていたようである。左の史料は水野の死の直後、若槻が井上にあてたものだが、若槻と水野・井上の関係を知る上で興味深い。

史料九〔10357〕

井上匡四郎宛若槻礼次郎書簡

昭和四年五月二日付

拝啓益々御清適奉敬賀候水野子爵之薨去痛惜ニ堪ヘス候重患之報新聞紙ニ現ハレルヤ見舞電報差出度候得共大井町ノ宛名不明ニ候為ニ御手数相懸ケ恐縮ニ存候終ニ不起トナラレ候コト何共申際ナキ恨事ニ御座候大井町令夫人宛ニテ弔電差出候処多分相届候コト、存候田原和男ニ申付花輪贈呈スルコトニ致候只シ右間違ナク取運シ候コト、存候得共遅延致候ハ、同人ニ御注意被下度祈上候何分転地中ニテ親敷弔意ヲ表スル能ハス甚遺憾ニ存候令夫人ヲ始メ御遺族ノ方ニ宜敷御伝声之程奉願上候
勿々敬具

五月二日

井上老台

侍史

礼次郎

五、時局の緊迫と井上匡四郎

昭和二年四月鉄相辞任以来、井上は昭和一七年一月の技術院総裁就任までの約一五年の間、昭和五年九月から一〇月にかけ開催された第一回国際連盟総会に日本代表として参加したことを除いては、政治の表舞台に立つことはなかつた。

一方この一五年間は、対外的には満州事変から日中戦争と大陸進出を拡大し、米英関係も次第に悪化、最終的には正面衝突を迎える。また国内的には五・一五事件や二・二六事件の発生、その間には政党政治時代も幕を閉じ、日本にとつて極めて激動の時期であつた。こういった時局の変化の中で、井上は政界の表面にこそ現われないものの、裏面では多方面に関与し、活発な動

55 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

きをみせていた。

史料一〇〔09038〕

井上匡四郎宛大川周明書簡

昭和六年九月一三日付

敬覆朝夕僅に秋意ありといへども残暑最も堪え難き折柄道軀の安和一層に被在候趣欣賀此事に奉存候扱玉簡並にレッドマン氏意見所載切抜難有拝誦仕候滿蒙問題急迫の折柄御来旨特に適切と被存候へば出来得るだけの事は欣然仰せに従ひ可申候此種の捨石は政府が予てより大規模に打ち置くべき筈なるに拘らず一向左様の形跡も見えず而も一旦緩急あれば徒らに英米の一羣一笑に勞苦する有様なるは最も心外に奉存候一昨年坂谷^(マヤ)男に此事の必要を力説し昨年度カーネギー財團日本支部報告として「東亞に於ける滿蒙の経済的地位」なる題目を選び滿蒙が日本の生存に必須なる所以を明瞭にすべきことを申上げてその同意を得原稿並に英訳とも完了今年中には出版の運びとなり可申候滿蒙の事態生の見る処によれば必ず武力の衝突を招ぐべく日本は如字的に興亡の岐路に立ち可申候わけても此際に必要なるは雄渾なる氣魄を以て世界的経験を抱き必然伴随する国際的難局に善処する一大外交家と被存候 奴々頓首

九月十三日

井上匡四郎先生

侍者

周明（花押）

大川周明はこの年の三月には三月事件を画策しており、満州問題解決を唱える急先鋒でもあった。とりわけ武力衝突の可能性を予見している部分は意味深長であり、この書簡から一週間と経ない九月一八日夜、柳条湖事件をきっかけに満州事変が勃発す

るのである。井上と大川がいつ頃より関係していたか、また大川をして「適當」と言わしめる満州問題に対する意見の詳しい内容は『大川周明日記』等を見ても不明であるが、そういう意見を井上が持っていたことは注目すべきである。

なおこの書簡中に名のあるR・H・レッドマンは、昭和二年来日後、東京商科大学予科講師を勤める一方、「ジャパン・アドヴァンタイザ」紙等に寄稿し、一四年には駐日英國大使館情報官となり、太平洋戦争開戦の一六年一二月にスパイ嫌疑で逮捕、強制送還された人物である。戦後再び大使館参事官として来日する彼は、戦前より西園寺公望をはじめ政界の有力者とも親しかった。井上は昭和六年二月よりレッドマンもしくはその夫人よりフランス語を学ぶため、頻繁にレッドマンの住居を訪問している。昭和六年夏にレッドマンは満州を視察旅行しているが、満鉄等に便宜供与を依頼したのは井上であり、書簡中の「切抜」は恐らくはこの視察報告を載せた新聞記事と思われる。

さて満州事変勃発の一方で、国内では血盟団事件、さらに五一事件とテロの嵐が吹き荒れ、井上が鉱山学の先輩として崇敬し、親交の深かった團琢磨も凶弾に倒れた。左の史料は宛先人の名前もない井上の書簡草稿であるが、その内容より駐英大使松平恒雄にあてたものと思われる。井上は松平とは同じ貴族院議員でもあり親しく、昭和五年連盟総会の代表として洋行した折も現地で再会している。文中「二年前御面晤」とあるのはこの時の事であろう。

史料一一〔⁽³⁾08026〕

〔松平恒雄〕宛井上匡四郎書簡草稿

〔昭和七年〕月日不明

(前略)

此れより内地に於ける情勢ニ付き少々記述致申候内地ニ於ける志^(マ)想上の変化已ニ御聞及ひの事とは存候へ共非常なる速度を以て変化致居二年前御面晤申上候當時ニは想像も不及の有様に候

57 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

外部ニ現れたる事実としては井上團及犬養の三暗殺事件あり然し此れは只其奥深く培養せられたる志想の一端の發露に不過候勿論此三事件は一つの系統に属するものたる事は申すまでも無之候所謂青年將校間に発達せる愛國的右傾志想の發露ニ不遇候小生も此点に付き一再來深く憂慮致且亦ある關係より此等青年將校等に接渉するの機會を得（需め）小生も此等の理解者たるの立場より（然らされば到底其真相を得る事不能）務めて会食會談致申候此れニ依り小生の得たる理解を尤も平易に記述すれば大略左の如くと存候

彼等は露西亜の五年計画は純然たる軍備の充実にありと論断せり（此点は小生も同感）然して今日露国か極東ニ於て極めて妥協的なるは未だその軍備が充分充実せざるに依る第二の五年計画の完了を待たずして必ず此態度に変化を来すべく此場合我陸軍の現状は此れに対抗し得るの備無し即此場合は吾人は戦すして退却するの止むを得ざるべし此禍は滿州は勿論或は朝鮮も此れを保持する事困難なるべし

^(ママ)聊も皇軍は宇垣山梨南の諸相の許に数回の軍縮を蒙れり此場合ニ於ける陸軍の主旨は兵員の減少を成すも科学兵器の充実を以て国防ニ欠陥を來さしめす候の主旨に依て此軍縮に応し來りたるなり然るに前記諸相は軍務大臣として只時の政黨内閣の歎心を迎え亦自ら政事的野心を捕れり所謂科学兵器の充実を完了せざりし事実か今回荒木陸相其職ニ就き精細ニ点検し始めて其欠陥を發見し驚愕するに至れりと、故ニ此保政党内閣ニ委するニ於ては到底此欠陥を再び充実するの途無かるべし此れ即彼等の政黨を排斥し且亦此れと結托せる財閥を排斥するの出発点たるか如し

然らば彼等は何を要求せる哉、此点は小生も甚だその明瞭なる理解ニ苦しむ次第に候然し彼等の志想を支配せるものは北一輝の「國家社会改造論」に負ふ處甚だ多く此論文の主なる点は即産業の國家統制にあり且亦土地の国有、私有財産の制限等にあり彼等の志想も恐らく此等の点に帰着するにあらざる哉を想像被致候

然し彼等は自ら現状の不正を主張するものにして其改造ニ付ては自ら其器ニあらざるを自認致居候故ニ彼等の任務は現状の破毀ニあり此建設は正義の士を待つて此等ニ委ねんとするもの、如し此点は甚だ不徹底の感あり然しある機会ニ於て小生は此点に付きある青年將校に論義^(ママ)せし事あり彼れは左の如く答へたり

此建設の問題は甚だ困難なる問題にて又最大事業たり故ニ今日此れを精細にその計画を論義するニ於ては到底尽る処を知らざるべし所謂義論倒れとなる自分は改造論者中も最も温健派なり過般突発せし暗殺事件の如き自分は当始より非常なる反対論者なりし然して此等暗殺論者には始終反対し來りたり故ニ此等事件の突発せし際は自分深く憂慮し此の軽舉ニ依て自分等の抱懐せる正義の改造の主旨か誤解せられ大事此れニ於て終るにあらざる哉を憂へたり然るにその結果は如何此れニ依て政党は大ニ自省するに至り財閥も多少は醒め一般社会ニ対する影響も必しも悪かりしとも思へず（此れには一部の真理あり余もある点までは此を認む）実ニ自分としては予想以外の事なり然し若し此れを当初ニ於て義論せしなれば到底結論ニ到達し得べき問題にあらず即義論倒れとなりたるならん改造は到底人間か予め想像し能はざる大事業なり故此精細を予め具体的ニ計画を立つるか如き事は到底不可能事なり維新の大業亦然り只誠意のある処神必ず此れを助く自分等は邦家を思ふ至誠の外一点の野心あるにあらず神必ず自分等ニ幸すべし』

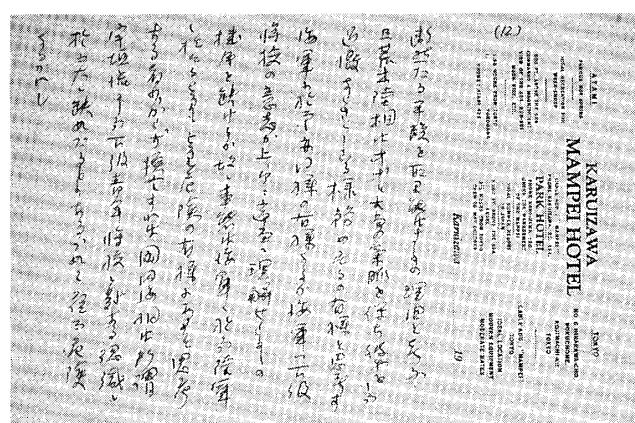
と論断致申候

然して改造内閣等ニ付ては參謀本部（陸軍）内ニ秘密ニ人物を物色しつゝありとの噂も有之候今回満州事變上海事變等も彼等ニ依て働きかけられたる事變にて決して中央ニ於て計画せられたるものにあらざるを思へは此改造計画も亦同一の経路を追ふにあらざる哉の感も無き能はず候然して輕々ニ過視し能はざるものと存候』

然らば政府は何故此の如き危険志想の存在を黙認する哉何故断圧的手段を講せざる哉の問題は至然起るべき問題と存候此問題を研究する時は今日已ニ此等の志想か如何なる程度に勢力を有する哉を窺知し得るニ足るものと信候

前記ニ暗殺犯人ニ対する軍法會議すら一向その緒ニ就かず又就き能はざるの有様なり軍部以外ハ勿論軍部内ニ於ても此等の徒輩は速ニ此を検挙し其發達を阻止せざる可からずとの主張者ある事は勿論に候（宇垣大将も此論者也）然るに昨年十月十七日ニ於ける処謂錦旗革命の関係者ハ只單に中央を去らしめ地方連隊ニ転任せしめたるに止まり此れ等ニ対する処罰の拳に出たるなし然して此等所謂青年將校は地方ニ於て益々其主義の宣伝をなし今や反て此の志想は全國の軍隊中に行き渡りたるの状態を視るを至當と考へざる可からず故ニ今日此等ニ対し断然たる処置ニ出んか全国的ニ軍隊の蜂起を因するにあらざる哉を恐る此

れ即軍部が今日尚此等ニ対し断然たる手段を取り能はざるの理由と考ふ且荒木陸相は此等と相当の氣脈を保ち彼等をして過激ならさらしむる様務め居るの有様と思考す海軍に於ても亦同様の有様なるか海軍ハ下級将校の意志か上部ニ適当ニ理解せらるゝの機会を欠けるか故ニ事態は海軍ニ於て陸軍ニ於けるよりもより危険の有様にありと思考する者少からず換言すれば岡田海相は所謂宇垣流にして下級青年将校に対する認識ニ於て大ニ欠如たるものあるか如く從て危険なるか如し



井上は右の史料に見られるように、自ら青年将校等軍人との接触を求め、情報を入手していた。この頃より井上の手帳には数多くの軍人の名前をはじめ、入手した情報が記されるようになる。しかしながら、かと言つて井上が極めて親軍的な人物であつたというわけではない。原田熊雄『西園寺公と政局』の中に昭和一二年三月一二日の事として左の記述がある。なお文中の軍務局長は後宮淳、大河内子爵は大河内輝耕のことである。

十三日の晩に岩倉男爵が大磯に来ての話に、

「実は予算総会で大河内子爵が陸軍に向つて、シベリアにおけるソヴィエト軍の配置について質問したところが、翌日予算総会の秘密会で話すことになつた。十三日の朝軍務局長が説明にかゝつたところ、井上匡四郎子が立つて、『かくのごとくソヴィエトがシベリアに兵備を嚴重にしかけて来たのは、もとをたゞせば荒木陸軍大臣の当時、日本の陸軍が露満国境で彼等を刺戟するやうないろんな不必要的配置をしたためであつて、原因は当時の日本の陸軍の態度が悪かつたことにある』と言はんばかりに言つたところが、軍務局長は非常に怒つて、『根本的に貴下方の認識は違ふ』と答へた。(以下略)

六、宇垣一成と井上匡四郎

鉄相辞任以後の井上の政界裏面での動向を語る場合、どうしても宇垣一成との関係を述べねばならない。井上と宇垣は第一次若槻内閣で鉄相、陸相として共に閣議に列していたが、いつ頃より親密な関係となつたかは判然としない。ただ昭和一〇年八月、宇垣が関東軍司令官南次郎に対し、次期満鉄總裁として井上を推薦した事実⁽⁸⁾（結局總裁は松岡洋右になつた）、昭和一二年一月、宇垣に大命が降下した際に、井上が組閣本部で最後まで尽力した事実⁽⁸⁾から、それ以前より親密であつたと思われる。

さて宇垣は昭和一三年五月二六日、第一次近衛内閣の外相に就任するが、この外相就任に際し井上匡四郎が近衛と宇垣の間に立つていたことはあまり知られていない。近衛は既に一三年の二月頃、宇垣の起用を考えていたようである。すなわち早稲田大学図書館所蔵「宇垣一成宛諸家書簡」中の井上匡四郎書簡によると左の通りである⁽⁹⁾。

拝啓寒威酷敷候処愈御清穆奉欣賀候陳者去る三日院内ニ於て總理ニ面会仕候処左の如き談話有之候過日參議集会の際は取急き居候為め御懇話申上候機を得亦其後の集会も延会之予定の由一方衆議院予算總会も終了致候故其内特に後出浮相願御懇談申上度由申被居候總理ハ此際英國御訪問の義も至極贊成被致居是非此時局ニ際し御苦勞御願申上度切なる心念の様相察仕候先ハ取急き右申進置度如此に御座候　勿々不具

二月五日

宇垣閣下

井上匡四郎

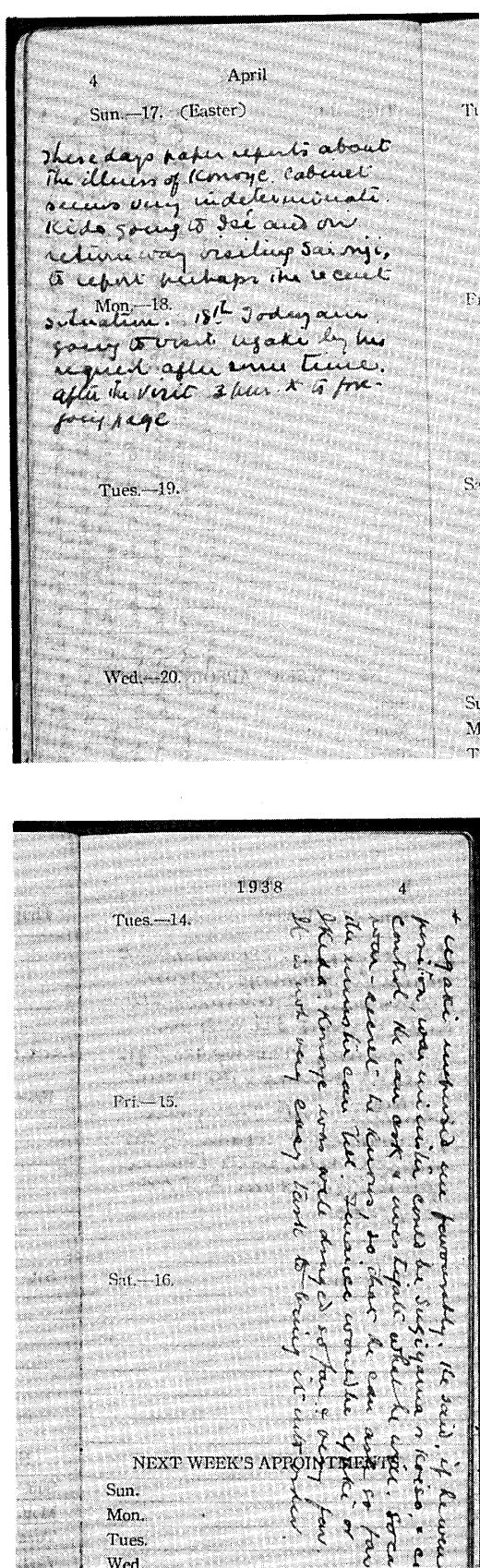
右書簡中、「英國御訪問」の部分は極めて興味深い。近衛は一月に出した「国民政府を対手とせず」声明の打開策として英國との交渉をこの時既に考えたのだろうか。「賛成」とあるからには、この意見は宇垣の方から出されたものと読みとれるが、これは

61 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

宇垣が外相就任後、英國との関係改善に乗り出した事実とも一致する。以後の経過を井上の手帳の記述から追つてみよう。

史料二〔06877〕

井上匡四郎手帳（昭和一三年）



Mar.4th 10Am Budjet was adopted in the House. Adjourned in 30mins. Preminer informed me that the future of political sutuation is uncertain, so that he cannot persuade Ugaki for his Foreign prevision

Apr.18thgoing to visit Ugaki by his request.....Ugaki informed me favourably. He said, if he were in position, war minister could be Sugiyama or Koiso, & can control, He can ask & investigate what he will. So called war-secret he knows, so that he can ask so far the minister can tell.

Finance would be Yuki or Ikeda. Konoye was well draged so far & very far. It is not very easy task to bring it into order.

May 27th Last evening at 6 learned by Radio, sitting on barbar's chair in Yoko. that Ugaki appointed to Foreign minister & wholesale Cabinet change. This morning thru phon with 正敏 learned that war minister submitted already resignation & Tojo has already decided as vice minister of war. As minister, Itagaki & Kiso is in stake.

結局宇垣は五月二十六日外相に就任するが、井上は当初橋渡しの役を果たしたのみで、最終段階ではあまり関与していなかつたこと¹⁰が右史料より窺える。二月四日の記述を見ても近衛のぐるみが感じられ、糾余曲折を経ての外相就任であつたようである。また文中「正敏」とあるのは大河内正敏のこと¹¹で、井上と同じ技術畠の出身でもあり、「六十余年の盟友」であつた。

井上の昭和一四年の手帳〔一九三八年〕には、同年三月三日付で宇垣が外相時代の事を語った談話速記が残つてゐる。その内容はほぼ『宇垣一成日記』と一致する。それによると「外交一元化、内閣結束強化、対支方針の確立、首相一月の声明即蔣政権ヲ相手ニセズハ余リコダワラズ」の条件で入閣した宇垣は、日本の財政状態も勘案し、「事變ヲ昨年一ペイニ形付ケルコトヲ考へ閣議ガ之レヲ承諾」した。事變解決には「英米ヲ蔣ト離ス様ニスルコトカ必用」と考え、話合に着手し、一方「支那側トハ直接交渉ノ必用ヲ認メ、ハウシヨウキ〈孔祥熙・筆者注〉トナサント」、「高宗武ヲ香港ニ呼ヒ出シ香港ノ總領事ト交渉セシメタ」。宇垣としては「支那問題解決ノ為メニ入閣セル故ニ昨年末、又ハ二月ハ辞職スル決意」であつたといふが、興亞院問題が起り、「近衛ニ言くハ内閣カコワレル故黙シテ止メタ」のが一三年九月二〇日のことであつた。

この宇垣外相時代の井上の動向で注目されるのは、一二一年七月外務省嘱託となり、中国へ赴いてゐる点である。すなわち外務省外交史料館所蔵の外務省記録によれば、

井上匡四郎ニ外務省事務委嘱ノ件

貴族院議員子爵井上匡四郎今般南支調査会ノ用務ヲ帶ヒ上海、南京、香港及仏領印度支那方面へ出張スルコトトナリタルニ付当省ニ於テモ当該各地方ノ実情ヲ報告セシムル為同氏ニ対シ外務省事務嘱託方発令スルコトト致度

63 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

右仰高裁⁽¹⁾

とあり、起草日の翌日の七月一九日付で辞令が発せられている。南支調査会は同一三年三月に井上を会長として発足した。『西園寺公と政局』中に一三年三月の話として左の記述がある。

二十二日の朝山本海軍次官と会ふと、

「実はこの間山路中将が『井上匡四郎子爵を会長にして南支経済団といふものを作る。やつぱり台湾軍の参謀の中佐ぐらゐのところが中心になつて、しきりにその画策をやつてゐる。つまり軍が占領した後すぐ続いて経済工作をやらなければならないのに、なか／＼それがうまく行つてをらんのは、結局調査が足りないのだから、さういふ团体を作つて調査をするのだ』といふ触込みでやつて來た。⁽¹²⁾（以下略）

その後次官山本五十六は山路一善を這々の体で追い返すのだが、結局南支調査会という名称で団体は誕生するのである。右の引用を以て同会の性格がほぼ窺れよう。

ただし南支調査会の用務による出張のみであるならまだしも、この中国差遣にはさらに看過できない点があるのである。すなわち八月一八日、香港で井上は矢田七太郎と会談したが⁽¹³⁾、矢田は宇垣外相の密命を帶びて、香港で中国側との和平折衝に臨んでいたのである。

さらに井上は汪兆銘工作にも関与していた。中国側で汪工作に関わった人物に傳式説がいるが、傳は井上の東京帝国大学教授時代の教え子であった。井上は一三年九月に上海でこの傳と会談し、一四年一月にも再び傳を台北まで呼出し、汪工作の詳細を聴取した経緯がある⁽¹⁴⁾。これらの点と井上と宇垣の関係を考えれば、この嘱託出張の持つ意味は極めて深いものがあつたとも考えられるのである。

宇垣は一三年九月外相を辞任するが、それ以後も井上と宇垣は親密な関係を保ち続けた。井上が技術院総裁を辞任する直前の昭和一九年一一月二一日にも、井上は宇垣を訪問、相談した事実がある。

七、技術院総裁

昭和一七年一月一六日、井上は新設された技術院の初代総裁に就任した。「井上匡四郎文書」には技術院の関係史料も多数含まれており、「总裁用」に回付されたものとして極めて価値が高いと思われる。さて井上の总裁就任に関しては、岩淵辰雄の著書の中に左の記述がある。

技術院という役所が科学総動員の名の下に創設された時、企画院の主流は貴族院から井上匡四郎を持って来て总裁とすると、もに次長に和田小六をもつて来た。その頃の技術陣営からすると理化学研究所の大河内正敏をもつて行くのが一般的の常識になつていた。そしてそれに民間のエキスパートを集めて、戦争時代の科学陣の建設が考えられていた。宮本武之輔の案がそうだつたらしい。ところで企画院を根城とする一連のファッショ陣営は科学陣の総動員とは名ばかりで、彼等の慾していたものは科学よりも政権であった。その政権に近づく為めに宮中における木戸の勢力と御機嫌を取り結ぶ必要があった。そこで企画院では宮本をして木戸系の官僚である安倍源基を次長として連れて来ると共に、技術院では井上匡四郎を总裁に据えて傀儡かいらいとし、その下の次長に木戸の実弟である和田小六をもつて來たのである。⁽¹⁵⁾

実際井上の手帳〔**○○○○○**〕の昭和一六年一二月二二日の条には、「I came Wada Koroku and spoke about the president of Engineering Office」とある。一方和田小六も一六年一二月中に度々内大臣木戸幸一を訪問し、技術院次長問題を相談している。⁽¹⁶⁾。

65 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

ともかくもこうして就任した技術院総裁であったが、井上は技術院というものの性格について少なからず不満を持っていたようである。左は昭和一八年五月二九日発行の『国策研究会週報』に載った井上の論説である。

……近世の歴史が科学技術の進歩発達に強く影響されて来たと同様に、否今迄以上に、今後の歴史は科学技術の躍進に強く影響されるに違ひない。従つて科学技術と観念的に遊離して国策が仮りに樹立されても、具体的な現実は科学技術の新しい成果によつて変つた姿になるのである。故に新しい時代を創造しやうとするからには斯くも影響力の強い科学技術をどうあらしめて行くかの点に政治の重点を置くことが極めて肝要である。軍事や政治や経済が、既にある科学技術の所産又は自然に今後生まれるであらう科学技術の所産に依存する行き方であつてはならない。然らばどうあらねばならないか。科学技術が政治にもつと近づく程度ではまだ足らぬ。科学技術が政治の要請に応へる程度でも生ぬるい。政治が科学技術をもつと鞭撻すると言ふことであつても物足らぬ。政治と科学技術とが渾然一体となつて、一つの指向に前進するものである事でなければならぬ。即ち科学技術的政治・政治的科学技術であらしめなければならぬのである。政治は常套を脱却して思ひ切りの様な政治性格に飛躍変貌する事によつてのみ曠古の聖業が達成されると信ずるものである。⁽¹⁷⁾

こういった不満は、技術院内にかなりあつたようであるが、昭和一八年一一月一日、農林・商工二省を廃し、農商・軍需二省を設立する改組をめぐつて、不満が表面に噴出する。技術院第一部長本多静雄は、一〇月二五日井上を訪問して辞意を表明し、井上の進退についても言及した。本多はこの時の発言を左の覚書にまとめ、のちに井上に提出した。

史料一三「〇六一六七」

本多静雄技術院第一部長覚書

〔昭和一八年一〇月〕作成

記憶ガキ

一、技術院ノ将来竝ニ總裁ノ御進退ニ関シ不遜赤裸々ナル所感ヲ申上ゲタルニ不拘寛容ナル態度ヲ以テ快ク御聽許被下タルニ
対シ深ク感謝ニ堪ヘマセん

小生ノ申上ゲ様ガ支離滅裂デアツタト考ヘマスノデ改メテ一応整理シテ高覽ニ供ヘマス

二、井上先生が多年技術界ノ長老トシテ斯界ノ為メニ尽粹セラレ、特ニ興亜院ノ創立、技術院ノ運営等ニ身ヲ以テ當タラレタ
コトハ記憶ニ新タナ所デ、全科学技術者ノ深ク感謝スル所デアリ、從テ井上先生ノ進退ハ慎重デアルベキト共ニ、常ニ公明
機宜ニ適シタモノデナケレバナラヌ。

三、技術院ハ我国ノ幼稚ナル科学技術行政ヲ確立シ育成セントスルモノデ、既設官序ノ介在スル内ニ荆棘ノ道ヲ歩ムベク運命
ズケラレテキタ、從テ之ガ当初ノ運営ニ当ルモノハ理想ト現実、期待ト結果トノ相反ヨリ当然甚シイ非難攻撃ヲ受クルノガ
当然デアリマス、現ニ技術院不用論サヘ内外デ唱ヘラレ、個人的ニハ其ノ職責上總裁ト第一部長ニソレガ集〔中〕^{〔附〕}注サレテオリマ
ス。之ハ寧ロ快心ノコトデアルガ、此ノ際ソノ進退ニ付考慮スベキデアルトノ考ヘニ到達シマシタ。

四、技術院ニ対スル不満ハ人ニ依リ一定シマセンガ、具体的ニハ敵性特許処理問題、製鐵法問題、科学技術審議会ノ運営問題
等色々言ハレマスガ大キク見テ、政治力ノ欠如ト、行政力ノ不足ガ其ノ重点デアリ小生モ其ノ通リデアルト考ヘマス。

技術院總裁ハ國務大臣デアルベキデアル、内閣ト進退ヲ共ニスベキデアルトノ主張ハ正シイト存ジマス、然シ今日迄ソレガ
実現シマセンシ内閣直屬序ノ上長官タルニ不拘、四長官會議や閣議ニモ倍席ヲ許サレマセン、其ノ原因ハ科学技術ノ重要性
ガ正シク認識サレナイコト、現内閣ノ構成ガ井上先生ヲ迎ヘ入レル氣持チヲ持タナイコト及井上先生ノ政治的背景ニ在ルト
考ヘマス。此ノ併推移シテハ近ク改善ノ見込ハナイト存シマス。

(中略)

五、井上先生ハ技術院創立當時最モ困難トサレタ總裁ノ職ヲ敢然トシテ御引受ニナツタノハ期界ノ長老トシテ誠ニ機宜ヲ得タ
モノデアツタガ、既ニ二ヶ年近クソノ職責ヲ尽サレ、技術院モ特許局ノ併合拡充、科学技術審議会及研究動員會議ノ発足ヲ

見マシテ当初考ヘタ三大政策ハ一応其ノ緒ニ着イタコトニナリ、總裁トシテイハ寄託ノ全部ヲ兎ニ角御果シニナツタコトニナリマス

十一月一日ノ改組ハ御進退ヲ考慮セラル、絶好ノ時期ト存シマス

此ノ上職ニ御留リナツテモ非難ガ加ハルバカリデ何者モ加ヘナイノデハナイカト存ジマス

六、軍需省ノ設置ニ伴ヒ近キ将来ニ技術院ノ移管併合問題ガ再燃致スト存ジマス。小生ハ技術院ハ将来技術省タルベキモノデ軍需省ヘ併合スベキデナイト考ヘマス

之ヲ主張貫徹スルノハ相当困難ナ状勢デアリ、此ノ間ニ処シテ善処スル為ニハ創立当初カラノ実績ヲ保ツ總裁ヤ第一部長デナイ方ガ適當デアルト考ヘマス

(中略)

七、井上先生ガ御進退ヲ決セラレマシテモ単ニ辞表ヲ出サレルダケデハ徒死ニナリマス、宜シク科学技術ノ重要性ト技術院ノ二ヶ年ノ実際経験ヲ基礎トセラレ技術院總裁ハ適當ナ形デ閣議ニ列セシメ国策ノ全貌ヲ常ニ直接ニ熟知シナケレバナラヌ所
以ヲ力説セラレ現内閣トシテノ善処ヲ要望セラル、コトガ緊要デアリ、之ハ總裁一個ノ考ヘノミデナク各方面ノ要望デモアル旨ヲ述ベラレテ差支ヘナイト存ジマス

若シ後任ニ就テ意見ヲ求メラレタナラバ總理大臣トシテ前記ノ要望ヲ遂ケシメルニ充分デアルト考ヘラレル人ヲ慎重考慮セラレタイト御述ベニナルノガ最モ適切デナイカト存ジマス

(後略)

結局井上はこの時は辞任せず、さらに一年職に留まつた後、昭和一九年一一月二四日、小磯国昭首相に辞表を提出した。

史料一四〔07465〕

井上匡四郎技術院總裁退官願

昭和十九年一一月二十四日付

退官願

本官儀

技術院創設以来院務ノ遂行ニ努力仕居候處時下戰局苛烈ヲ極メ候際賢士ヲ擢用シ院務ノ完遂ヲ期スベキモノト信シ申候仍テ恐入候得共當職ヲ被免度奉願候
右可然御執奏可被給候也

昭和十九年十一月二十四日

技術院總裁子爵井上匡四郎（印）

内閣總理大臣小磯国昭殿

井上はこの辞表提出に続いて、同一一月二八日付で「戰争下ノ科学技術行政ニ關スル所見」なる意見書〔07466〕も小磯首相に提出した。この意見書は、

- 一、科学技術政策ノ確立及浸透ヲ期スルコト
- 二、技術院總裁ハ國務大臣タルヲ必須条件トスルコト
- 三、科学技術ヲ總動員スベキ具体的措置
- 四、科学技術研究行政ヲ一元化スルコト

五、所謂科学技術ニ関スル軍機密ノ取扱ニ就テ

の五項目からなり、それぞれに詳細な説明のつく長文のものであったが、その内容は本多静雄覚書と軌を一にするものであった。

八、太平洋戦争と井上匡四郎

井上の技術院総裁就任直前の昭和一六年一二月、日本は米英に対し宣戦し、太平洋戦争に突入した。この開戦を井上はどのように受け止めたのだろうか。前掲史料一〇の大川周明書簡のところで触れたように、井上は満蒙権益擁護の立場を鮮明にしていた。¹⁸⁾しかしその一方で極めて親米的な人物の一人でもあった。前述した大正一〇年度米の際のラモントやゲリーとの直談判なども彼の米国でのコネクションの広さを物語るが、とりわけ井上は駐日米国大使グルーとは昵懇の間柄であった。昭和一五年、日米協会会長として長年日米友好に尽力した徳川家達の死去に対し、アメリカ向け追悼ラジオ放送で弔意を述べたのはグルーと井上であった。¹⁹⁾グルーが来日した当初、初めてゴルフ場の世話をしたのも井上であり、グルーがしばしば会う人物の一人であった。吉田茂の『回想十年』によると、ハル・ノート発出直後の一六年一一月末、グルーは外相東郷茂徳との会見を要望し、吉田に斡旋を依頼したが東郷が承諾せず、さらにグルーは一、三の友人に東郷へのとりなしを頼んだが、その友人の一人が井上匡四郎であったという。²⁰⁾結局グルーと東郷の会見は成立せず、日本とアメリカは戦端を開いたのである。

井上は技術院総裁として物資動員計画等に参画したことから、日増しに濃くなる敗色についても十分知り得る立場にあつた。従つて戦局の行方についても憂慮があつたと思われる。昭和一九年五月一八日付の井上の覚書は、その辺の井上の心情を窺わせるものである。

史料一五「○○九一八」**井上匡四郎覚書**

昭和十九年五月一八日付

昭和十九年

五月十八日午後六時徳川義親親侯邸二会ス

島津忠重公、徳川義親侯、野村吉三郎大将、井上
 九時散会ス、会談ハ全ク予備的ニシテ決論^(マ)ニ達セサルモ正シキ方向ニ進涉^(抄)シ意見ノ一致ヲ見タリ、重臣督励、^(マ)主班皇族、外交
 戰ノ推進、等ナリ⁽²²⁾

右の会合がその後どのように発展し、それが終戦にどのような効果をえたか、与えなかつたかは目下のところ判然としない。
 昭和二〇年八月一五日、日本は終戦の日を迎えた。左の往復書簡は終戦直後、内藤民治とやりとりしたもので、井上と内藤は
 共に尾崎行雄を会長とする国際日本協会の中心人物であった。⁽²³⁾

史料一六「○九一八」**井上匡四郎宛内藤民治書簡**

〔昭和二〇年〕八月一八日付

万事休矣に非らずして第二の黎明期に直面して真の世界史民族の役割を今日以後に残す所存にて前進罷在候新世界創建の第五
 日に方り虔て閣下の御康祥を祈り奉る次第に候

71 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

八月十八日

民治
合掌

井上閣下

先覺御座下

史料一七「07943」

内藤民治宛井上匡四郎書簡控

〔昭和二〇年〕八月二〇日付

国際正義之旌旄ニ則り過去を反省し将来を静思し万邦共榮之真義を中外ニ宣揚し指導的道義國家之創建ニ勇進すべき之秋と確

信仕候

不取敢貰酬まで

八月廿日

井上匡四郎

内藤老兄

侍史

右の返書にみられるように、井上は敗戦の現実を真摯に受け止めていたものと思われる。井上は昭和二一年五月九日、自らの願出により貴族院議員を辞し、また同年八月八日には公職追放の指定を受けたこともあり、戦後は昭和二九年に世界銀行による対日借款の交渉委員として渡米した位で、あとはほとんど第一戦で活躍することはなかつた。むしろ日本交通協会の図書館で黙々と専門書に読みふけっていた²⁴という話が示すように、一学徒としての立場を貫いたのであつた。最晩年の昭和三三年、技術士制度の導入に際し、第一回の検定試験を受験し、技術士第一号となつたことなどはそのよい例であろう。井上はその翌年の昭和

三四四年三月一八日、病によりこの世を去つた。墓所は養父と同じ東京谷中の瑞輪寺。享年八三才。勲一等、旭日大綬章が贈られた。

おわりに

本稿を締めくくるに際し、左の史料を掲げておきたい。戦火の激しくなつた昭和一〇年二月、井上は貴族院書記官長小林次郎に依頼して、養父毅の所蔵文書を長野善光寺に疎開させた。左の書簡は長野で実際の任に当つた宮下友雄という人物から、小林にあてられたもので、長野での収藏作業の様子を報告に及んでいる。

史料一八「10252」

小林次郎貴族院書記官長宛宮下友雄書簡

〔昭和一〇年二月〕一四日付

拝啓昨夕子爵家並に尊台より電報頂き候らへば貴重なる御品を其夜は田村長野駅長殿に御保管願ひ置き自は保存会職員と協力明日の人夫自動車櫈等手配致し申し候本日早々駅長様通支店長課長様に御礼や御挨拶に罷り出で愈々運送にかかり雲上殿下迄では容易なりしも降り積る雪と御荷物を簡単に御想像申上候に非常に容積のマヨ大きさと重さにアソコより深雪に櫈を利用せしも御存じの急坂と道か迂回致し居り候為め十数人の力により漸く本館に達し申候

儲て館内に入りて荷物の大きさが地下室又は階上への道の狭さに其併にては打運び困難なる為め今日は北東隅の鉄筋コンクリートの一部屋へ木材の台を致し現在御保管申上候らへば電報を以て不取敢御報申上候次第に御座候前申上候如く直撃弾を受けざる限り安全と奉存上候

73 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

運送店宛御預り証へ自署捺印申上候らへども別に御保管の証なり形式を御示し頂き候らへば改めて署名捺印申上候ても宜敷く
候

先は詳細御報申上候 敬具

十四日午后八時

小林次郎様

玉案下

宮下友雄

井上は養父毅の所蔵文書を極めて貴重なものと考え、断簡零墨に至るまで大切に保管し、また毅が生前整理した配列を崩さないよう注意した。そして空襲による焼失の虞れを避けるために、右書簡にみられるように、戦時下の当時としては考えられないような大がかりの疎開を敢行したのであつた。こうして戦災を免れた毅の所蔵文書は、その学術的価値を認める井上の手によって國學院大學に寄贈され、今日この貴重な史料を我々は手にすることができるのである。

さらに井上は自らの所蔵文書についても、父毅の文書に対すると同様にメモ一枚までも保存に努めた。それが「井上匡四郎文書」となったわけである。技術的な文書を含むとはいへ、一政治家の所蔵文書がこれだけ膨大な形で残されるということ是非常に珍しく、しかも英文・独文といった外国語の文書が相当量を占めるという極めて特異な文書と言えよう。本稿の最後に当り、整理作業に従事した一員として、この「井上匡四郎文書」が閲覧に供されることを喜び、かつ目録の刊行により研究者の一層の助となることを祈る次第である。

井上匡四郎略歴

明治九年四月三十日生	
二十九年四月十日	敍從五位
三十二年七月	東京帝国大学工科大学採鉱冶金学課卒業
三十三年二月二十日	同大学院入学・東京帝国大学工科大学講師嘱託ス 手当金一ヶ月五五円ヲ給ス
三十三年六月二十一日	任東京帝国大学工科大学助教授
九月三十日	敍高等官七等
三十九年十二月二十二日	本俸六級俸下賜
三十四年六月二十一日	學術実地指導ノ為メ栃木県足尾銅山ヘ出張ヲ命ス 御用有之韓国ヘ差遣
九月三十日	敍正五位
三十九年十二月二十二日	採鉱冶金学研究ノ為三ヶ年間獨国米国ヘ留学ヲ命ス
四十一年四月二十九日	大阪高等工業学校教授
七月二日	敍高等官六等
七月二日	七級俸下賜
四十一年四月二十九日	帰朝
七月二日	敍從四位

75 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

十月

四十一年二月四日

京都帝国大学理工学講師嘱託
任京都帝国大学理工学科大学教授兼大阪高等工業学校教授
敍高等官六等

本俸六級俸下賜

採鉱学第二講座担任ヲ命ス

陸敍高等官五等

四十二年四月三十日

四十二年五月二十四日

四十三年四月一日

十月一日

四十四年六月二日

七月九日

七月十日

四十五年二月七日

大正元年八月九日

四十五年二月七日

七月九日

七月十日

九月一日

十二月十八日

二年八月一日

明治四十五年勅令第五六号ノ旨ニ依リ韓国併合記念章ヲ授与セラル

敍六等瑞宝章

採鉱学第三講座担任ヲ命ス

独逸國皇族ハインリッヒ親王殿下大喪儀参列ノ為來航ニ付接伴員被仰付

採鉱学第二講座担当ヲ免ス

任東京帝国大学工科大学教授

敍高等官四等

本俸八級俸下賜

議員任期終了

議員二當選

陸敍高等官四等

貴族院議院二當選（補欠）

- 八月十三日 陞敍高等官三等
- 九月三十日 採鉱学第三講座分担ヲ免シ同講座担任ヲ命ス
- 三年三月二十六日 学術上取調ノ為新潟県下へ出張ヲ命ス
- 四月十五日 東京大正博覧会審査官ヲ嘱託ス
- 七月十日 敘正四位
- 四年六月十九日 本俸七級俸下賜
- 十一月十一日 大正四年勅令一五四号ノ旨ニ依り大礼記念章ヲ授与セラル
- 五年二月二十二日 陸敍高等官二等
- 四月一日 敘勲四等授瑞宝章
- 五月六日 製鐵業調査会委員被仰付
- 十一月二十八日 露西亚國皇帝陛下ヨリ贈与シタル神聖「スタニラス」星章附第二等勲章ヲ受領シ及ヒ佩用ス
ルヲ允許セラル
- 六年八月六日 東部西伯利亞へ出張被仰付
- 十二月十三日 学術実施指導ノ為茨城、福島ノ二県へ出張ヲ命ス
- 七年四月二十日 賜本俸六級俸（工科大学教授）
- 七月九日 議員任期終了
- 七月十日 議員ニ当選
- 八月十六日 軍需評議会評議員被仰付
- 八年四月一日 臨時西班牙經濟援助委員会委員被仰付
- 八年四月一日 賜本俸六級俸

77 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

九年四月二十三日	敍勲三等授瑞宝章
九月二十七日	文官分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職被仰付
十年五月二十日	依願免本官
六月十日	敍從三位
七月一日	特旨ヲ以テ位一級進
十一月三十日	大正十年勅令第二百七十二号ノ旨ニ依リ第一回国勢調査記念章ヲ授与セラル
十二年十月十八日	軍需評議会官制廃止
十三年二月二日	帝都復興院評議会評議員被仰付
十四年七月九日	特別都市計画委員会委員被仰付
七月十日	議員任期満了
八月十日	議員二当選
十二月十六日	任海軍政務次官
十五年五月四日	敍高等官一等
六月三日	鉄道會議議員被仰付
七月二十二日	補償審査会審査員被仰付
任鉄道大臣	任鉄道大臣
敍勲二等授瑞宝章	敍勲二等授瑞宝章
依願免本官	依願免本官
金杯一箇ヲ賜フ	金杯一箇ヲ賜フ
昭和三年十一月十日	昭和三年勅令第一八八号ノ旨ニ依リ大礼記念章ヲ授与セラル

五年五月十七日	瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ国際聯盟總会第十一回會議ニ於ケル帝国代表者被仰付
六年五月一日	昭和六年勅令一四八号ノ旨ニ依リ帝都復興記念章ヲ授与セラル
六年七月九日	議員任期終了
六月十六日	敍正三位
七年七月九日	十日
十二月十九日	鐵道會議官制第五条第一項第四号ニ依リ鐵道會議議員被仰付
八年九月五日	交通審議會委員被仰付 昭和十一年六月三十日（廃止）
九年二月八日	製鐵事業評価審查委員會委員被仰付
三月一日	依願製鐵事業評価審查委員會委員被免
四月二十九日	滿州國皇帝陛下ヨリ贈与シタル建國功勞章ヲ受領シ及ビ佩用スルヲ允許セラル
十年九月二十一日	昭和六年乃至九年事變ニ於ケル功ニ依リ旭日重光章ヲ授ヶ賜フ
十二月十九日	昭和六年乃至九年事變從軍記章令ノ旨ニ依リ從軍記念章ヲ授与セラル
十二年九月十八日	滿洲國皇帝陛下ヨリ贈与シタル滿洲國皇帝訪日記念章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル
十三年一月二十日	鐵道會議官制第五条第一項第四号ニ依リ鐵道會議議員被仰付
七月二十八日	帝國燃料興業株式會社設立委員日仰付
八月三日	帝國燃料興業株式會社設立委員被免
九月六日	重要鉱物委員會委員被仰付
九月六日	交通事業調整委員會委員被仰付
日本發送電（株）	設立委員被仰付
十四年一月十三日	鐵道會議官制第五条第一項第四号ニ依リ鐵道會議議員被仰付

79 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

四月四日	日本発送電株式会社設立委員被免
七月五日	興亞委員会委員被仰付 昭和十五年十二月二十七日（廃止）
七月九日	議員任期終了
十日	議員二当選
九月二十九日	軽金属製造事業委員会委員被仰付
十五年四月二十九日	支那事変ニ於ケル功ニヨリ銀杯壹組ヲ賜フ
十一月十日	昭和十五年勅令四八八号ノ旨ニ依リ紀元二千六百年記念祝典記念章ヲ授与セラル
十一月二十九日	銀杯壹箇ヲ賜フ
十二月十日	海外拓殖調査会臨時委員被仰付
十六年二月二十一日	正三位勲二等子爵井上匡四郎君貴族院議院ノ任ニ在ルコト三十年精励恪勤力ヲ憲政ノ済美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス
五月十四日	國家総動員審議会委員被仰付
五月十五日	敍從二位
十月二十一日	臨時台灣經濟審議会委員被仰付
十月二十五日	交通事業調査委員会委員被仰付
十二月九日	滿洲國皇帝陛下ヨリ贈与シタル建国神廟創建記念章ヲ受領シ佩用（二十一万二千九百）
十七年一月十六日	鉄道會議官制第五条第一項第四号ニ依リ鉄道會議議員被仰付
一月三十一日	任技術院總裁
二月三日	第七十九回帝國議会政府委員被仰付

二月十日	依願交通事業調査委員会委員被免
十七年三月三日	依願國家総動員審議会委員被免
三月五日	依願鐵道會議議員被免
三月二十七日	依願臨時台灣經濟審議委員被仰付
五月二十六日	第八十回議會政府委員被仰付
六月九日	依願海外拓殖調查會臨時委員被免
八月十九日	依願重要鉱物委員會委員被免
十二月二十四日	依願重要鉱物委員會委員被免
十八年六月十五日	依願重要鉱物委員會委員被免
十月二十五日	依願重要鉱物委員會委員被免
十二月二十四日	依願重要鉱物委員會委員被免
十九年九月六日	依願重要鉱物委員會委員被免
十二月五日	依願重要鉱物委員會委員被免
二十年一月十五日	依願重要鉱物委員會委員被免
六月二十九日	依願重要鉱物委員會委員被免
二十一年五月九日	依願重要鉱物委員會委員被免
八月八日	依願重要鉱物委員會委員被免
三十四年三月十八日	依願重要鉱物委員會委員被免
	死去 獲一等(旭大)
	七十歳ノ高齡ニ付御紋付木杯竝ニ酒肴料下賜セラル 戰時緊急措置委員会委員被仰付 願ニ依リ貴族院議員ヲ免ズル 昭和二十一年勅令第一〇九号第一条ニ依リ覚書該當者トシテ指定サル

81 「井上匡四郎文書」にみる政治家井上匡四郎

註

- (1) 『尾崎三良自叙略伝』（下巻、三一頁）によれば、井上毅に養子をとることを勧めたのは尾崎だという。
- (2) 「井上匡四郎文書」。年は消印による。以下「史料」としての引用はすべて「井上匡四郎文書」。またそれ以外で引用の史料も特に出典を記さないものはすべて「井上匡四郎文書」。以下「」内の数字は文書番号を表す。
- (3) 井上が中心となり推進されたこの日米合弁計画については、井上匡四郎「満鉄（撫順、鞍山）に架けた日米共存の夢」（嘉治隆一編『第一人者の言葉・同時代人と次代人と語る』）に詳しい。
- (4) 井上入閣の経緯については、矢部貞治『近衛文麿』、一二四一五頁に詳しい。
- (5) この史料は平成二年三月八一二七日、憲政記念館における「昭和の政党特別展」に出陳された。
- (6) 原田熊雄述『西園寺公と政局』五巻、二七六頁。
- (7) 昭和一〇年八月一四日付南次郎宛字垣一成書簡（憲政記念館「字垣一成関係文書」）。
- (8) 『木戸幸一日記』上巻、五四一頁。
- (9) 昭和一三年二月五日付字垣一成宛井上匡四郎書簡（早稲田大学図書館「字垣一成宛諸家書簡」）。
- (10) 井上匡四郎「政治家大河内正敏君」（大河内記念会『大河内正敏、人とその事業』）、一四六頁。
- (11) 外務省記録「特殊嘱託員任免関係雑纂」（分類番号M・2・1・0・16）。
- (12) 前掲『西園寺公と政局』六巻、二六七頁。
- (13) 神尾茂『香港日記』、五四頁。
- (14) 前掲『近衛文麿』、三六九頁。なお「井上匡四郎文書」には、昭和一四年一月に台北で傳より聴取した汪工作経緯に関する井上匡四郎覚書がある。

- (15) 岩淵辰雄「戦後日本政治への道」(『岩淵辰雄選集』三巻)、四八頁。
- (16) 前掲『木戸幸一日記』下巻、九三二、四、五頁。なお井上と木戸はしばしばゴルフを共にするなど親しかった。
- (17) 国策研究会『国策研究会週報』五巻二二号(昭和一八年五月二九日)、一頁。
- (18) 「井上匡四郎文書」には、井上が米国人に対し満州事変における日本の正当性を弁明する書簡控もある。
- (19) 日米協会の外にも徳川と井上は、汎太平洋俱楽部の名誉会長と会長として共に日米親善に力を注ぎ、親しい間柄であった。
- (20) W・H・ハインリックス『日米外交とグルー』、三五九頁。
- (21) 吉田茂『回想十年』一巻、五〇一一頁。
- (22) (5)に同じ。なおこの会合には藤田勇も関与していた。
- (23) 『尾崎豊堂全集』一二巻、八二一八頁。
- (24) 日本交通協会『汎交通』五九巻三号(昭和二四年五月)、七〇頁。本号は昭和一三年(当時は帝国鉄道協会)より逝去まで同会の会長を務めた井上の追悼号である。

本稿執筆に当り、國學院大學図書館主幹の木野主計先生、同大学日本文化研究所の柴田紳一氏より数多くの御教示を賜わったことを記し、謝意を表します。

(外務省外交史料館外務事務官)